## 広島県告示第1088号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条/2第1項の規定によって、公有水面埋立 てに係る埋立地の用途の変更を次のとおり許可した。

令和5年9月14日

広島港港湾管理者 広島県 代表者 広島県知事 湯 﨑 英 彦

- 2 変更の許可の年月日令和4年10月19日
- 2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名 広島市中区基町10番52号 広島県
  - 広島県知事 湯﨑英彦

3 埋立区域の位置

広島県広島市南区出島2丁目3番9に接する無番地から同3番1を経て、同22番2に接する無番地に至る間の地先公有水面

## 4 埋立地の用途及び面積

用 途	変 更 前 の 面 積 (ヘクタール)	変 更 後 の 面 積 (ヘクタール)
ふ頭用地	25.4	26.0
保管施設用地	32.1	40.1
窯業・土石製品製造用地	1. 4	1. 4
産業廃棄物取扱用地	0.6	0.6
交流施設用地	10.7	10.7
業務施設用地	3. 3	_
道路用地	16.5	9. 4
軌道系交通用地	1. 0	_
交通機能用地	_	2. 7

緑地	32.3	32.4
胸壁用地	0.4	0.4

5 埋立免許の告示の年月日及び番号 平成8年3月28日 広島県告示第367号 (平成8年3月19日付け指令港第221号で免許)